

# 県議会はこのように活動しています

県には、地方公共団体としての意思を決める**議事機関(県議会)**と議会の決定に基づいて事業を執行する**執行機関(知事)**があります。県議会と知事の関係は**車の両輪**に例えられ、それぞれ独立した機関として**対等な立場**で議論を行いながら、県政を運営しています。

県では、国や市町と役割を分担して、道路整備や防災対策、教育や福祉などさまざまな分野の広い地域にまたがる仕事をしています。

## 議会の主な仕事

県議会の主な仕事を紹介します。

### 議決

県政の重要な事項について議決します。

### 条例

条例の制定・改正・廃止を決定します。

### 予算

県の予算を決定します。

### 決算

県のお金の使われ方を審査し、認定します。

### 重要な契約

金額の大きな契約などを承認します。



### 調査・検査

県の仕事が議会で決めたとおり正しく行われているか調査します。



### 意見書

県だけでは解決できないことについて、国会や国の関係機関などに意見書として提出します。



### 請願・陳情の調査

請願・陳情をよく調査して、県民の声を県政に反映させます。



### 選挙と同意

議長などを選挙します。また、副知事などを知事が任命する際、議会の同意が必要です。



## 予算や条例ができるまで

私たちの暮らしに関わる県の条例や予算ができる仕組みを紹介します。

### 県民

県の仕事について、意見や要望を伝えます。



要望

提出

議案

### 県議会議員(68名)

### 県知事

県民からの意見などに加え、どのようにしたら県が良くなるかを調査して、必要な予算や条例の議案を本会議に提出します。

県議会は、昭和12年(1937年)に建築された県庁本館の議会棟で運営されています。歴史を感じる本会議場や委員会室等の様子を動画をご覧ください。



### 本会議

**1年間に4回の定例会が開催されます。**  
(2月・6月・9月・12月)  
そのほか、必要のあるときに臨時会が開かれます。



- 開会  
知事から議案の説明があります。
- 質疑・質問(4~6日間)  
議員が議案や県のさまざまな課題について、質問や意見を述べて、知事や部局長等が答えます。(2月定例会における主な質問と答弁は、2~5ページをご覧ください。)
- 委員会付託  
担当する常任委員会に議案を付託します。(2月定例会における主な質問と答弁は、6ページをご覧ください。)

付託

報告

実施

### 常任委員会

分野別に設置した7つの常任委員会で、いろいろな角度から詳しく議案を調べ、委員会として賛成か反対かを決めます。

決定した条例や予算を基に、仕事を進めていきます。

